

# 大手前学園大阪図書館利用規程

(総則)

第1条 大手前学園大阪図書館の利用に関して、以下の規程を定める。

(目的)

第2条 この規程は大手前学園大阪図書館（以下「図書館」という）における利用について定めることを目的とする。

(用語)

第3条 この規程における利用とは検索、閲覧、貸出、複写、参考調査、学園内相互利用、および施設の利用をいう

(利用者)

第4条 図書館を利用できる者は次の通りとする。

- (1) 大手前栄養製菓学院の通学生、教職員、卒業生
- (2) 大手前栄養製菓学院製菓通信課程の学生（貸出以外の利用に限る）
- (3) 大手前大学・大手前短期大学の教職員
- (4) 上記(3)以外の、大手前大学・大手前短期大学図書館利用規定で定めた利用者（ただし、夙川CELLまたは伊丹図書館での手続きが必要）
- (5) その他、図書館長が許可した者

(開館日)

第5条 図書館は次に掲げる休館日を除き開館する。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（但し、本学が定める授業日を除く）
- (3) 本学創立記念日（但し、本学が定める授業日を除く）
- (4) 夏、冬季休暇の一定期間
- (5) その他、やむを得ぬ事情による休館

(開館時間)

第6条 開館時間は次の通りとする。但し都合により臨時に変更することができる。

- (1) 授業期間 平日 9:00～18:30, 土曜（不定期開館）9:00～16:00
- (2) 上記以外 平日 9:00～17:00, 土曜（不定期開館）9:00～16:00

(※カウンター受付、PC・コピー機等の利用は閉館15分前まで)

(利用証)

第7条 図書館の利用については、借り出し時や係員の請求等に応じて、教職員証、学生証、図書館利用証を提示しなければならない。

(閲覧)

第8条 資料の閲覧は館内にて行わなければならない。

(貸出)

第9条① 資料を館外で利用するには、所定の手続をとらなければならない。

② 次の各号に掲げる資料の館外利用は認めない。

- (1) 参考図書
- (2) 教科書
- (3) 雑誌の最新号
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他、特に指定したもの

(貸出冊数・期限)

第10条 館外貸出の冊数および期限は次の通りとする。

対象者	図書		雑誌	
通学生	20冊以内	14日以内	3冊以内	7日以内
教員	50冊以内	180日以内		
職員	20冊以内	14日以内		
専門学校卒業生・同非正規職員	5冊以内	28日以内		
その他	大学規則に準ずる	大学規則に準ずる		

(転貸の禁止)

第11条 借り出した資料は他の者に転貸してはならない。

(返却)

第12条① 借り出した資料は期限までに返却しなければならない。

② 教職員に貸出中の資料は、他の利用者からの利用希望があるときは、貸出期間中でも返却を求めることができる。

③ 卒業、退学、休学、若しくは退職、休職時は、速やかに資料を返却しなければならない。

(貸出期間の継続)

第13条 利用者が資料の貸出期間の延長を希望する時は、期限内に返却したうえで、あらためて手続きしなければならない。ただし、その資料に予約のある時は継続できない。

(予約)

第14条 ①利用者は必要な資料が貸出中のときは、予約することができる。

② 資料確保の連絡後1週間以内に予約者が手続きをとらない場合、予約は取消とする。

(罰則)

第15条 資料の返却が著しく遅れた利用者に対し、一定期間貸出を停止することができる。

(レファレンス)

第16条 図書館は利用者の研究に資するため参考調査を行う。

② 次の各号に掲げる業務は行わない。

- (1) 学習課題に関する直接的な回答
- (2) 個人のプライバシーや人権侵害の恐れのある事項の調査

(3) 応ずることが適切でないと判断される事項の調査

(文献複写)

第17条① 図書館は学術研究を目的に、著作権法に定める範囲内で資料の複写を行う。

② 複写を希望する利用者は申込書に必要事項を記入し、受付に提出しなければならない。

③ 複写料は実費を徴収する。

(相互利用)

第18条 利用者の研究に資するため、夙川CELLおよび稲野図書館と相互利用を行う。

(弁償)

第19条① 資料を紛失、汚損または破損した者は、同一資料を弁償しなければならない。

ただし、原因が利用者の責に帰することができないと館長が認めたときは、弁償を免除することができる。

② 同一資料が入手できない時は、館長指定の類似資料をもって弁償させることができる。

③ 利用者が図書館の施設設備を汚損や破損したときは、第1項の規定を準用する。

(規律)

第20条 利用者はこの規程を遵守し、他の利用者に迷惑をかける行為をしてはならない。

(利用の制限)

第21条 この規程に違反した者、係員の指示に従わない者、その他不都合な行為をした者に対し、利用停止や制限をすることがある。

(改廃)

第22条 この規程の改廃については、図書委員会の議を経て教授会の承認を要するものとする。

付則 この規程は2016年4月1日より施行する。